

石川県被災宅地危険度判定士登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「宅地判定士」とは、知事の登録を受けて被災宅地危険度判定を行う者をいう。
- 二 「被災宅地危険度判定」とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 「宅地」とは、宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 四 「被災宅地危険度判定連絡協議会」とは、都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い被災宅地危険度判定の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(登録)

第3条 宅地判定士は、県内に在住又は勤務し、次の各号のいずれかに該当する者で、第10条に定める講習会（以下「講習会」という。）を修了した者の中から知事が登録するものとする。

- 一 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1項第1号イからチに該当する者
 - 二 国又は地方公共団体等の職員及び職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
 - 三 国又は地方公共団体等の職員及び職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
- 2 知事は、前項の規定によらず、前項各号と同等以上の知識及び経験を有していると認められる学識経験者を宅地判定士として登録することができる。
- 3 登録の有効期間は、当該登録を受けた日から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。

(他都道府県の登録者等)

第4条 他の都道府県において、宅地判定士と同等の登録を受けた者は、第10条による登録講習を修了した者とみなして、前条の規定を適用することができる。

(登録証の交付)

第5条 前条第1項の規定による登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書（様式1の1）、被災宅地危険度判定士資格要件申告書（様式1の2）及び被災宅地危険度判定士実務経験証明書（様式1の3）に次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

- 一 資格要件に該当することを証する書類
- 二 講習会の修了証の写し
- 三 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm×横2cm

のもので、白黒・カラーを問わない。)

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適格と認めた場合は、被災宅地危険度判定士名簿（様式2の1、以下「名簿」という。）に登録するとともに、申請者に被災宅地危険度判定士登録証（様式2の2、以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適格でないと認めたときは、登録しないことができる。この場合において、知事は文書（様式3）により申請者に通知しなければならない。
- 4 知事は、第3条第2項の規定による登録を行った場合は、当該学識経験者に登録証を交付するものとする。

（申請事項の変更）

第6条 宅地判定士は、前条第1項及び第7条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、被災宅地危険度判定士登録事項変更届（様式4）により知事に届け出るものとする。

- 一 氏名
- 二 居住地の住所及び電話番号
- 三 勤務先の名称、所属部署、所在地及び電話番号

2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、名簿を修正するものとする。

（登録の更新）

第7条 登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間の終了までに、被災宅地危険度判定士登録更新申請書（様式5、以下「登録更新申請書」という）に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

- 一 現に有効な登録証
- 二 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm×横2cmのもので、白黒・カラーを問わない。）

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、名簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に登録証を交付するものとする。
- 3 前項による登録の有効期間は、第3条第3項に準ずる。

（登録証の再交付）

第8条 宅地判定士は、登録証を紛失し又は汚損した場合は、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（様式6）により知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、申請者に登録証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。また、汚損による再交付申請の場合は、再交付登録証と汚損登録証とを交換するものとする。

（登録の辞退等）

第9条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届（様式7）に登録証を添えて知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、宅地判定士が登録の有効期間の終了までに登録更新申請書を提出しなかった場合は、更新の意思がなく辞退したものとみなす。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があったとき及び前項の規定により辞退したものとみなしたときは、当該宅地判定士を名簿から抹消するとともに、文書（様式8）により

当該宅地判定士に通知するものとする。

(登録講習)

第10条 県は、市町の協力を得て、被災宅地判定に必要な知識及び技術向上のための講習会を実施する。

2 宅地判定士の登録更新を申請しようとする者は、講習会を受講することができる。

3 講習会は、次の各号に掲げる内容につき必要な講習を行うものでなければならない。

一 被災宅地危険度判定制度

二 被災宅地危険度判定技術

4 第3条第1項の講習は、第1項の講習会及び被災宅地危険度判定連絡協議会等による講習会とする。

(宅地判定士名簿)

第11条 知事は、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第9条第3項に規定する手続きを行った場合には、速やかに宅地判定士名簿に記載するものとする。

(実施細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、宅地判定士の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

2 この要綱施行日以前に被災宅地危険度判定連絡協議会長の登録を受けている者で、石川県に対して登録依頼のあった者は、第3条による登録を受けていたものとみなし、登録の有効期間に係わらず第7条の登録の更新が出来るものとする。

3 前項による登録の有効期間は、第3条第3項に準ずる。

附則

この改正による新たな要綱は、令和5年5月26日から施行する。

石川県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震及び降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 被災宅地危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいい、判定方法は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める手引きにより実施する。
- 三 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、石川県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が宅地判定士として登録した者をいう。
- 四 被災宅地危険度判定連絡協議会 都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(県の役割)

第3条 知事は、被災宅地危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町及び関係団体等と協議し、調整に努めるものとする。

- 2 知事は、市町の協力を得て、被災宅地危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるものとする。
- 3 知事は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。
- 4 知事は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行うものとする。
- 5 知事は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じるものとする。

(市町の役割)

第4条 市町長は、被災宅地危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努めるものとする。

- 2 市町長は、被災宅地危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行うものとする。
- 3 市町長は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(宅地判定士の役割)

第5条 宅地判定士は、常に被災宅地危険度判定に関する知識の習熟に努めるものとする。

- 2 宅地判定士は、被災宅地危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町が行う体制整備に協力するよう努めるものとする。

(被災宅地危険度判定の実施)

第6条 市町長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定の実施を決定するものとする。

2 市町長は、被災宅地危険度判定の実施を決定した場合は、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定めるものとする。

3 市町長は、被災宅地危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができるものとする。

4 知事は、市町長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じるものとする。

5 市町長は、宅地判定士の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施するものとする。

6 知事は、被災の規模等により市町が被災宅地危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、被災宅地危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

(判定結果の表示等)

第7条 市町長は、二次災害を軽減、防止するために、被災宅地危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の規定による被災宅地危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める手引による。

(資機材の調達及び備蓄)

第8条 県及び市町は、被災宅地危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努めるものとする。

(他の都道府県に対する支援要請)

第9条 知事は、市町長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し、被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請することができるものとする。

(他の都道府県に対する支援)

第10条 知事は、他の都道府県知事から被災宅地危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

(所管課)

第12条 この要綱に定める事務を実施するための所管課を土木部建築住宅課とする。

附則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、令和5年5月26日から施行する。